

平成 2 2 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 6 月 7 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 議案第 5 2 号から議案第 5 4 号までの質疑
- 日程第 2 議案第 5 1 号の質疑
- 日程第 3 市政一般質問
 - 7 番 磯 飛 清 議 員
 - 1 . 災 害 時 要 援 護 者 対 応 マ ニ ュ ア ル に つ い て
 - 2 . 協 働 の ま ち づ く り の 推 進 に つ い て
 - 3 . 「 創 意 工 夫 事 業 」 と ま ち づ く り に つ い て
 - 2 4 番 山 本 は る ひ 議 員
 - 1 . 国 際 交 流 の 推 進 に つ い て
 - 2 . 勤 労 青 少 年 ホ ー ム に つ い て
 - 3 . 通 学 路 の 安 全 と 交 通 指 導 員 に つ い て
 - 4 . あ ら ゆ る 分 野 へ の 男 女 共 同 参 画 の 機 会 の 確 保 に つ い て

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	榆木保雄君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

荒川 正 君

農業委員会
事務局 局長

人見 順 君

鈴木 健 司 君

塩原支所 局長

白井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議事事務局長 斉藤 誠

議事課長 斎藤 兼次

議事調査係長 稲見 一美

議事調査係 小平 裕二

議事調査係 人見 栄作

議事調査係 佐藤 吉将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第52号～議案第54号の質疑

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第52号から議案第54号までの条例改正案件3件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ではまず、育時休業に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての中から何点かお聞きいたします。

ではまず、この育児休業に関する条例の一部改正の部分のところですが、ここで育児休業や就労の状況にかかわらず育児休業が取得できるようになったということですが、実際に那須塩原市でこの辺のところ該当するであろう予想というのはしているものですか。

それともう一つ、あと、全協の資料のところ産後パパ育休の新設というふうに略してあったわけですが、これは国で言っているパパ・マ

マ育休プラスということ、そのことだというふうな解釈をしてよろしいですね。それで、ここで特別の事情がなくても再度の育児休業を取得できるということになったわけですが、今まで特別の理由があって、再度育児休業を取得していた事例というのはありますか。その内容を聞かせてください。

あと、それとあわせて、その特別の事情を緩和したわけですが、緩和がどのような緩和になったのかという、要するに無条件で大丈夫だということになったというこの理解でよろしいかどうか聞かせてください。

それと、勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の部分のところ、子どもの看護休暇の改正のところ、疾病予防のための休暇を取得することができるようになったということですが、予防接種などということが予想されるのかと思うんですが、そのほかに何かあるのでしたら、どのようなことなのか聞かせてください。

あと、短期介護休暇の新設ということで、要介護者の介護、その他の規則で定める世話をを行うということですが、ここら辺がどういう内容の世話を考えているのか、認められるものとしてどういう事例があるのか、具体的に聞かせてください。

そして、介護のための短期休暇制度になるのかと思うんですが、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日間で、2人であれば年10日間ということで、子どもの看護休暇制度と同じ日数だというふうに理解してよろしいかどうか聞かせてください。

それと、この育児休業は、原則として今まで1回限りで、再度取得はできなかったわけですが、実際にこれが再度取得できなかったために

困っていた事例というのでも聞かせてください。

以上で1回目の質疑といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 何点かご質疑いただきましたので、順次お答えしたいと思いますけれども、まず初めに、この育児休業に関することについての予想ということでございますが、どのぐらい予想しているのかということだというふうに思います。予想はしておりませんので、現在の実績というところでお答えしたいと思います。

現在、育児休業のほうを取得している者につきましては22名の職員が育児休業を取得しております。そのうち男性職員1名、女性職員21名ということで、職種別に見ますと、一般事務が17名、保育士が3名、保健師が2名というような状況でございます。これらにつきましても、年度内に普及してくるというようなこともありますし、この条例が施行されれば再度というようなことも考えられますけれども、どのぐらいということは、現在のところつかんでおりません。

それから、新しく設置されました2条の2の関係で、産後パパ休と育休の新設ということですが、議員のほうからパパ・ママという言葉がありました。私のほうとしては、パパ・ママという考え方はちょっとありませんで、産後パパ育休の新設というふうに考えております。その辺のところ、ちょっと私も存じ上げておりません。

それから、これまでに再度というような話がありましたけれども、再度ということはありませんで、この制度ができた以降は再度ということで、どのような場合だということですが、その辺につきましては、3カ月が経過した時点で再度取得できるというようなことであります。

それから、子どもの介護の関係でございますが

れども、予防注射のほかにどんなものが考えられるかということですが、これにつきましては健康診断等々もございますので、そういった場合には該当するというふうに考えております。

それから、要介護の関係でございますが、要介護につきましては、特にその状況がどうかということでございますけれども、まずは歩行であるとか、排せつ、食事、入浴、着脱等の日常動作のうち全部介護または一部介護が2項目以上ある場合、こういったものが継続的であることということでありまして、そういった方については介護休業という形で、例えば病院に付き添いをするとか、そういった場合に5日間というようなことで考えております。

それから、日数の関係は、先ほど言いましたように5日間、2人いますといった場合には10日間というようなことでございます。

育休について再度とった者がいるかどうかということについては、先ほど申し上げましたように、現在はその制度がありませんので、ないというようなところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） これは、若いお父さん、お母さんが子どもを育てるのにとっても使いやすい制度になるんだということですが、実際にこれ、市としてはこういうような条例を改正して、市職員に対して周知徹底して、それでお父さんもお母さんも育児に参加できるようにということですが、この条例の根拠になっている法律というのは、一般の労働者すべてに対して係ると思うんですが、この条例を市の職員向けにつくると同時に、この法律を受けて何か一般の企業とか、その辺のところ行政として支援できるものというのは、実際にあるのかどうか考えたこと

というのはございますか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） この制度の意義ということについてのご質疑だと思いますので、答えたいと思います。

社会的にハンディを負う人でありますとか、子育てにつきましても、当然、社会がそれなりに育てていかなければならないというような重要な部分も確かにあるというふうには思います。ただ、反面そればかりに頼ってしまって 当然頼らなければならない人もいるわけでございますけれども、そういう形ではなく、例えば子どもの世話をするのは親が、時間があれば当然見なければいけないと思いますし、介護についても、社会的に頼らなければならない方もおりますけれども、やはり家族の中で介護をするということが制度として必要なのではないかと。私ども市職員がこういう形の中で制度を設けてやっていくことが、ある意味では那須塩原市のそういった、例えば家族のきずなであるとか、そういったものにも推進できるのではないかとこのふうには考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 議案54号のほうです。資料ですと一番最後のほうになります。株式の譲渡益の扱いについて出ているんですが、こういう理解でよろしいかということです。

資料のほうの22ページ、株式の譲渡益、株式配当について、平成24年から26年、最大300万、1人1口座で100万掛ける3年間という説明があるんですが、これの税金、株式関係は特別租税措置というんですか、これで。本来は20%課税ということになっていますが、現在10%課税になっていますよね。そういう中で、さらにこれは、この金額に関しては免除するという理解でいいのかわか。これだけお願いします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 非課税口座の関係についてお答えしたいと思いますけれども、ただいま議員おっしゃいましたように、24年からは本則課税という形になりますので、20%課税という形になります。ただし、22年から3年間については100万円ずつの口座については配当でありますとか、譲渡益については課税されないというような措置でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第52号から議案第54号までの条例改正案件3件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第51号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案第51号（一般会計補正予算案件）を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今回の補正で、緑の分権改革推進事業について質疑いたします。

これですけれども、緑の分権改革推進事業委託費として入ってくるわけですけれども、実際に那須塩原市で行うのはクリーンエネルギー資源の把握と活用に係る実証調査等ということですが、実際に委託したものを那須塩原市が実証調査を直接やるわけではないと思いますので、実際に

どこか委託する先を募集することになるんだと思いますけれども、ここで言うこの事業の委託事業の内容というものはどういうものが考えられるのかということで、説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緑の分権改革推進事業の市で行われる内容ということでございますが、その前に、今回の緑の分権改革推進事業につきまして簡単に触れますと、現在の中央集権型の社会構造から地域の自給力あるいは富創力、いわゆる富をつくる力を高めるといふ、そういった地域主権型社会の転換を図るといふ目的でこの事業が展開されるというものでございます。これにつきましては、昨年、国の第2次補正予算の中で組み込まれまして、昨年の中で国と県ですね、政令都市以上に対して国が提案募集と、そういった地域におけるいわゆるクリーンエネルギー等の提案募集というのがありまして、本県におきまして国のほうに応募した、その中で、本市といたしましてもクリーンエネルギーの資源ということでの提案をしたということでございます。

実質的には、国と県が委託契約を結びまして、その上で今度は本市と栃木県での委託契約というふうなことになります。

ご質問の内容でございますが、小水力発電システムということがまず1点、いわゆるマイクロ水力発電ということになります。これと、あと温泉地におけます温泉熱でのヒートポンプシステム、いわゆる温泉余熱あるいは廃熱の再利用をいたしまして、イニシャルコストとランニングコストの費用対効果というか、その辺の検証と、そんな2つの事業内容で考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の小水力発電と温泉熱ヒートポンプシステムの内容で、ここで本市の持つクリーンエネルギー資源をその2つだといふふうにして、その活用に係る実証調査という部分のところで、実証調査をどなたが行うのか。これを委託するのかなと思ったんですけども、この実証調査するという部分。その内容を聞かせていただきたいといふふうに思ったんですけども、どのような実証調査をするのかということを考えているのか聞かせてください。それは3,728万円ということで事業費も計上されているので、どのような実証調査をするのかということがもうお決まりになっているでしょうから、予定されているでしょうから、その内容を聞かせてください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 実証調査の内容についてということですが、考え方といたしましては、調査の委託につきましてはコンサルのプロポーザル方式で考えておりますが、まず小水力発電システムにつきましては、現在、出力2kwということでの発電装置ということで考えております。

それと、温泉の余熱、廃熱利用についても同じ方式で、委託、プロポーザルでということと考えておりますけれども、箇所については1カ所設置をして実証調査をするというふうなことで、現時点では考えております。

なお、この事業を進めるに当たりましては、県のほうと詳細については詰めていくということでもありますので、基本的な考え方はただいま申し上げましたとおりであります。県と打ち合わせをいたしまして実施をするというふうなことであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、実証試験は1カ所設置で実証することを考えているということで、小水力発電というのは、もしかしたら土地改良連合会が何かでやっている小さな水力発電の部分のところを調べて、そこというものを具体的に考えているのかどうか。

あと、温泉の余熱を使ってという部分を、塩原地区を1カ所考えているのか、板室を考えているのかというような部分のところでも、もう具体的にこの実証試験をどこでやるのかということを考えているのであれば、それを聞かせていただきたい。

あと、コンサルですけれども、こういうたぐいのことを今あちこちでやっていて、コンサルのいいお仕事を創設していることになるんですけれども、コンサルとのプロポーザル方式でやるということですが、実際に応募条件とかという部分は、もうお決めになっているのかどうか。早いところだと、もう4月にスタートしている自治体ありますので、その委託候補者の決定の方法というか、プロポーザル方式でということ、もう少し具体的に、どのように先行するのかを聞かせていただきたいのと、あと、選定のスケジュール、いつぐらいから始まって、いつぐらいまでに終わらせるのかということをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 3点ご質問あったかと思いますが、具体的な設置場所等についての考え方がありますけれども、現在まだこれからということになります。確かに小水力発電等については、那須野が原土地改良連合でも設置をしていると。また、連合と東京電力で先般も千本松に設置したというそういったことでもあります。でありますけれども、具体的な箇所についてはこ

れからということになります。

コンサルの応募条件ということではありますが、まだ具体的には定めておりません。この辺についても、先ほど申し上げました県との連携ということでも図る必要がありますので、十分その辺を踏まえていきたいという考え方でございます。

スケジュールにつきましては、今回議決いただければ、早速その作業に入るわけですが、実質的には8月から1月の約半年間、実証調査するという考えであります。

以上です。

〔「実証というよりも選定のスケジュール」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 失礼いたしました。

選定のスケジュールということになりますけれども、議決いただければ、その作業に入るわけですが、ただいま申し上げましたように、8月から現場のほうも入りたいというふうなことで考えていますので、今月、来月の中で詰めて、決定をしていきたいということで、具体的に選考をどういう形でやるかというものについては、まだ決定はしておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第51号（一般会計補正予算案件）に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

磯 飛 清 君

議長（君島一郎君） 初めに、7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） おはようございます。7番、磯飛清です。

本日の質問登壇者は2名ということで、どこか代表質問に立っているような心持ちであります。

中央の政界においては、昨年夏の政権交代から過般の総理大臣の交代劇など、激動の中にあります。我々国民に最も近いとされている地方の議会人として、上位の政界の騒音に惑わされることなく、しっかりと地に足をつけ、市民から受けた負託にこたえるべく市政にかかわっていく時期であると認識を新たにしつつ、通告書により一般質問に入らせていただきます。

全国的に少子高齢化が進み、多くの自治体においては人口の減少が報告されております。幸いにして、本市においては合併5年が経過する中、微増とはいえ年々人口増加の現象が見られる数少ない自治体として注視され、住む者として希望が持てるまちであると実感しております。あらゆる市民の方々が安心して暮らせるまちづくりや市民と行政が一体となって取り組む協働のまちづくり、さらには、大きな予算が伴わない創意工夫のまちづくりなど、総じてまちづくりの一環として、一部として伺うものであります。

1、災害時要援護者対応マニュアルについて。

今般、災害時要援護者対応マニュアルが策定され、災害発生時対応の根幹となるべく体系づくり

を進めることから伺います。

地域における組織の設置や制度の周知について伺います。

要援護者台帳登録制度の周知や加入奨励について伺います。

個人情報保護の観点を含め、登録台帳の扱いについて伺います。

活動・運用開始時期はいつごろになるか伺います。

1回目の質問を終わります。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 7番、磯飛清議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の災害時要援護者対応マニュアルについて順次お答えをいたします。

まず、の地域における組織の設置や制度の周知についてであります。市内全域への周知を目指し、地域での説明会の開催と市の広報紙でのPR及びチラシの全戸配布を予定いたしております。これまでに民生委員、児童委員に対しましては各地区の協議会の中で、また自治会長に対しましては、総務課主管で開催されました地域防災に関する説明会の折に、制度の内容及び組織の設置につきまして説明をしておりますが、今後ともさまざまな機会をとらえながらPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、の要援護者台帳登録制度の周知や加入奨励についてであります。広報紙等でのPRやチラシの配布を実施していくとともに、特に支援が必要と思われる世帯に対しましては、自治会や自主防災組織の関係者、民生委員、児童委員の方々に訪問による制度の説明、周知、台帳作成の援助をお願いしております。

支援台帳の登録・奨励につきましては、一層の

成果が得ることができるように、関係者と連携を図りながら、地域を挙げての取り組みをさらにお願ひしていきたいと考えております。

次に、の登録台帳の取り扱いについてであります。要援護者本人の承諾をいただいた上で、市、警察、消防並びに自治会、自治防災組織、民生委員、児童委員、地元の消防団などの支援関係組織、さらには台帳に記載された避難支援者などの中で台帳情報を共有することとなります。

これら台帳につきましては、原本は市の管理とし、常に最新の情報となるように、随時更新をすることといたします。

なお、台帳につきましては、コピーしたものを関係機関において管理していただくことになると考えておりますが、個人情報となりますので、適正な管理について要請をしてみたいと考えております。

の活動・運用開始時期についてであります。現在、自治会や自主防災組織等を中心とした地区災害時要援護者支援組織の設置をお願いしておりますが、並行して自治会や民生委員、児童委員により要援護者の把握に努めてまいりたいと考えております。台帳の登録は9月からを予定しておりますが、地区災害時要援護者支援組織の設置が難しい地区もあろうかと思いますが、地域全体で支え合い、災害時に迅速で確かな行動をとることができるよう、組織の早期設置についてお願いをしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、順次再質問を行います。

まず初めに、組織の設置や制度の周知についてであります。

地区説明会を計画している、あるいは民生委員、

自治会などの説明会がやられたということであり、地区説明会の開催要領、日程やら地区割などをお聞かせください。

また、既に開催したところがあった場合、そのときの意見や反応はどのようなものがあったかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 2点ほどご質問あったかと思うんですが、まず第1点でございます。日程関係でございます。

まず、民生委員、児童委員関係でございます。5月10日を皮切りに、5月27日まで各地区において会議を行いまして、8会場実施いたしました。

また、自治会長関係でございますが、4月23日の全自治会長全体会においてを皮切りに、6月8日、先週の金曜日だったと思うんですけども、8会場でやはり説明を行いました。

2点目の、その質問等の内容でございますが、まず、私どもが考えております組織が小中学校単位でございまして、少し大き過ぎるんじゃないかというものが1つございました。それと、既存の民生委員さん、あるいは児童委員さんが持っているそういったデータの活用もできないか、要援護者台帳の作成に当たって、等々の意見が出てございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 自治会長あるいは自治会、民生委員の説明会は、日程からいくと既に終わったということかと思えます。さらには、意見等においても、小中学校区では大き過ぎるのではないかというのは、私も一部懸念していたところであります。

また、民生委員が、過去になります。10年、今も続いているようなんですが、高齢者ひとり暮

らし世帯、高齢者世帯あるいは身体障害者世帯など、もう既に10年にわたり情報等々を周知している活動が続いております。民生委員さんにおいては、かなり大変な作業であったと聞いております。そのような活用をどうするかという質問があったということではありますが、私も全くそのように思います。今述べたように、本当に苦労しながら集めたデータでありますので、そのデータはどのように活用するか、お考えがありましたらお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 民生委員等が持っているデータの活用でございますが、ご案内のように、秘密・個人情報等の情報もございますので、これらの直接的な活用というのはなかなか難しかりょうなというふうに思います。よって、自治会あるいは民生委員等々で組織します地区の組織の中で、情報交換としてもろもろの交換をしていただいて、直接的な名簿じゃなくてですね。そういったきめ細かな形の中での活動の中から、広報といいますが、そのデータ等を活用していければなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

それでは、次に周知の仕方ではありますが、広報による周知、これ当然のことかと思えます。答弁の中に全戸配布という周知のご答弁があったと思うんですが、全戸配布、自治会に加入していない世帯も含まれているかと思えます。そういった世帯も含めて全戸配布をどのような形でやるかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 新聞折り込み等で全戸配布していきたいというふうに思っておりま

す。その内容については、制度の趣旨説明及び登録等の促進についてのチラシとなるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

新聞折り込みによる周知ということですが、それなりのコストもかかるでしょうが、情報提供の公平性から見て、よろしい方策ではないかと思えます。また同時に、この災害時要支援事業に対する行政の何とかしたいという、実施したいという熱意も感じられるところであります。細かいことを申し上げるようでございますが、せっかくそのような費用をかけて周知するという作業に入るわけですが、新聞の折り込みなんです、金・土あたりはかなりボリュームがあって、私なんかほとんど見ないで処理してしまうほうなんで、せっかくの作業ですので、市民の皆さんが気がつくような、チラシの少ない曜日設定なども考えていただきたいと要望しておきます。

次に、地域を挙げて取り組む事業の中で、世帯数の少ない小規模自治会や、今回出された対応マニュアルの中にもあります自主防災組織が結成されていない地域などへの組織の設置推進はどのように考えているか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在、自主防災組織でございますが、西那須地区は全地区できております。それと塩原地区2カ所、黒磯地区が、東原は9自治会で一つになっておりますので4つかというふうに記憶しております。これらと、まだまだ未整備地区がございますので、先ほど市長の答弁でも答弁しましたように、その自主防災組織とあわせて、私どものほうのマニュアルの浸透を図っていきたいというふうに考えております。

また、小さい組織ですと、それなりに小まめに

動けるというのも利点かなというふうに思いますが、先ほど言いましたようなマニュアルにのった小学校単位等を中心とする組織の中での情報交換を行いつつ、小さな組織でもそれなりに対応できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

自主防災組織については、3日目の一般質問の中に平山武議員のほうから通告が出ておりますので、余り深くは入りませんが、この対応マニュアルの中にも自主防災組織というものが頻繁に出てきておりますので伺いたいと思います。

総務部長に伺います。自主防担当部ということで伺います。

ただいま保健福祉部長のほうから、各地域の自主防災組織の設置状況の報告がありました。課題は黒磯地区の4地区のみというところにあるかと思えます。課題であって、問題ではないととらえていただきたいんですが、今回の災害時支援事業は待望の、せっかくできた支援事業であります。当支援組織の設置の進みぐあいも、自主防の組織化の進捗と同様になってはと危惧しております。地域が主体の事業とはいえ、災害時支援、自主防の2大事業にかかわることです。整備、未整備地域があってはならない事態でもあると私は思っております。

地域主体のこととはいえ、とらえ方によっては、組織のある、なし、これは市内の中で地域間格差と私は思えてなりません。組織の立ち上げには行政サイド、担当部局の積極的なかわりが必要不可欠ではないかと思っております。担当部長には、積極的なかわりについての考えと、災害時支援事業、今保健福祉部長のほうからお話がありまし

たが、自主防とかみ合わせて進めていきたいというふうなお考えも保健福祉部では持っております。当然、行政の中では担当部局を超えた横断的な連携も必要かと思いますが、その2点について伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 自主防の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

残念なことに、今の科学技術をもって自然災害を未然に、完全に防ぐということではできないというところがあります。しかしながら、私たちは、那須災害であるとか、そういったこれまでの自然の災害の中でいろんな教訓を得てきたわけございまして、その中では、特に自助、共助ということの必要性というのを十分に認識してきたというところがございます。今回の自主防災組織を、我々は側面的に自治会等を支援していきたいというふうに考えておりますし、保健福祉部サイドの要援護者の関係も同じように考えているところでございます。

中越沖地震が二度あって、その中で新潟県の泉田知事が防災訓話という形で話してありましたけれども、地域の中に要援護者の把握ができていない地域については1日かかって安否確認ができない。地域の中で要援護者の確認ができていた地域は3時間あれば確認ができたというようなことと同時に、行政が持っている共通な情報、そういったものを行政の中で十分に使いながらやっていくことが防災の基本的な考え方ではないかというふうなことが出ておりました。我々も、こういったことを教訓として、自主防災組織、要援護者別々だということではなくて、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番(磯飛 清君) 部長の考えあるいは行政としての担当部局としてのお立場、十分に理解できます。今までにおいても、この議会の一般質問の中に地域のかかわり、積極的になどといろんな事例とか事態の中で申し入れがあったことは、私も十分承知しております。今回のこの2つの事業は、もし災害があったときに住民の、市民の生命に命にかかわることであるからこそ、今までの難しい立場は十分理解しておりますが、積極的にかかわっていただきたいという希望を持っております。

それでは、保健福祉部長になるかと思えます、今、話の中に出てきた自主防災の組織化は、東原地区は9自治会が連合を組んで自主防を立ち上げたという事例があります。今回の災害時支援組織も連合体を組んで組織化するというのも一つの方法かと思えますが、それはどのように考えますか。
議長(君島一郎君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(室井忠雄君) それも一つの選択肢だと思います。

以上です。

議長(君島一郎君) 7番、磯飛清君。

7番(磯飛 清君) 既に自主防の中でそういう事例があるということでありまして、東原地区の自主防の組織が立ち上がったまでの経緯、あるいは地域の方々がどのような努力をしたか、あるいは担当である総務部局がどのようにかかわったか、そういったものを参考にしながら、一つの方法として取り入れていただければと思います。

それと、それに関連しますが、さっき答弁にあったのかな、まだ自主防災が未設置の地域、これには自主防災と今回の災害時支援をセットで一度にここに組み合わせる奨励していくという方法もあるかと思えますが、その辺はどう考えますか。
議長(君島一郎君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(室井忠雄君) 抱き合わせで設置

していくかどうかというのは、ひとえに自治会のほうの選択にゆだねられている部分もあるかと思えます。もろもろの情報交換の中で、その選択については決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(君島一郎君) 7番、磯飛清君。

7番(磯飛 清君) ひとつそのような方法もあるということで考えていただければと思います。

担当部局が錯綜する質問となります。どこが担当していいかわからないような質問になりますが、とりあえず伺います。

今、ちょっとお話しして、地域に任せるというまで……地域の判断という答弁がありました中で、なかなか自主防災も過去何年かの間立ち上がらないという事態がありますので、現在、本市として活動しております地域における車座談議、こちらの活動の中にこういった組織の立ち上げというか、組織化するというのもひとつ事業であると思うんですが、これは車座の中に取り入れてやっていったらどうかという提案ですが、どこが答えるのかはわかりませんが、いかがでしょうか。

議長(君島一郎君) 企画部長。

企画部長(石川 健君) 今のご質問でございますけれども、各車座談議は、現在それぞれのテーマに基づいて活動を展開しているところでございます。取り組むかどうかについては、やはり各車座談議の判断にゆだねたいと、このように思っております。

以上です。

議長(君島一郎君) 7番、磯飛清君。

7番(磯飛 清君) どの部局にお尋ねしても、地域の判断にゆだねるといような答弁であります。確かにお立場難しい、さらには自治会は任意の団体であるということも十分承知しております

が、合併して5年がたちます。それでもなかなか立ち上がらないという地域には、やはり行政も何らかのかかわりを持つべきであると私は思っております。

先ほども申したように、今回の2つの事業は命にかかわる問題であります。いろんな難しい、クリアしなくてはならないハードルはあるかと思いますが、その辺も踏まえて、車座談議においては職員が地域に入っているわけですから、地域の皆さんと職員が協働で協議し、話し合い、どういう事業を取り組むかというようなこともあってよろしいかと思うんですね。でも、車座談議も栗川市長のマニフェストの中に提示された事業であり、これも多分3年目ぐらいになるかと思うんですが、ものをつくるハード的な事業もさることながら、今回のようなソフト的な事業も当然これからは取り入れていってもよいかと思えますので、その辺、これからの各地域の車座談議にかかわる皆さんも、そういったことも含めて考えていただきたいと要望しておきます。

次に、登録制度の加入奨励について伺います。

先ほど答弁の中に、地域の民生委員さんが把握しているリストの活用はお話しいただきましたので、その中で、身体障害者の方も登録リストに入っております。こちらも民生委員が担当しているかとは思っておりますが、民生委員あるいは地域自治会だけでなく、市内には身障者の会、組織団体があります。そちらの団体へのこの制度のお知らせなんかはされたんでしょうか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 登録加入奨励における身障者等の団体でございますが、既に身障者団体等に当然マニュアルも配布してございますので、説明会を開いております。その時点でご協力を依頼してございます。

なお、保健所等との情報連携等も今後図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 了解です。

それでは、次に登録台帳の扱いについてですが、台帳情報を共有する地域の中の、あるいは市内の中の団体については、先ほど答弁にありました。私が一番心配していたのは、一番末端と言うと失礼なんです、どの辺まで情報を共有できるかというところを一部懸念として持っていたんですが、地元の消防団にも、災害が起きれば地元消防団にお願いする作業がふえてきますので、その辺どうかと思っていましたので、市としての情報を提供する範囲が先ほどの答弁で示されましたので、了解であります。

ただ、さらに、先ほどもお話がありました、この配布する管理台帳、これらの管理マニュアル的なものもあってもよろしいかと思えますが、その辺はどのようになっているかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在のところ、その管理マニュアル的なものはつくってございません。ただ、活用に当たっては、当然個人情報保護という観点から必要だと思いますので。ただ、余り細かくし過ぎますと読めないということなんで、箇条書きできちんとそういったものをつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 今回の災害時支援事業については大方了解いたしました。当初、私が懸念していたものは、さすが担当部局、行政かなと思います。私が懸念していた部分は大体網羅されていると判断しまして、今回の災害時要支援事業については、先ほど来述べておりますように、1地区でも多くが組織化、あるいはすべての市内が組織化できるよう、我々も努力します。地域の一住民として努力をいたしますので、行政担当部局においてもさらなる努力をお願いいたしまして、この質問を終わります。

2、協働のまちづくりの推進について。

まちづくりは市民との協働が必要不可欠であります。地域においても、その意識のもと、自治会など各種組織をもって地域づくりやまちづくりを進めております。さらなる推進を図るに当たり、地域組織の実情を踏まえ伺うものであります。

市民協働推進課が設置され2カ年が経過したが、その効果を伺います。また、協働のまちづくりは総体的にどのようなイメージのもとに進められているか伺います。

地域には自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、車座談議など歴史を持って活動している組織があるが、地域における組織体制はどのようなイメージとするか考えを伺います。

自治会にゆだねる各種事業は増加の傾向が見られるが、行政とタイアップして実施している事業状況を伺います。

将来展望を含め、自治会のあり方についての考えを伺います。

自治会、自治会長等の研修機会状況を伺いま

す。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 2の協働のまちづくりの推進についてお答えをします。

の市民協働推進課が設置された効果ですが、市民協働推進課は市民と行政との協働のまちづくりを推進するために設置され、自治会など地域活動を行う団体の支援や男女共同参画、統計等の業務を担当しております。設置後2年が経過した中で、自治会との連携の強化、車座談議の各地区事業の充実、さらには男女共同参画の推進などに努めながら、新たにNPO法人の認証事務の実施、外国人の相談窓口の設置を行い、協働のまちづくりに向けた取り組みの充実に努めてきております。

このような事業を進め、協働のパートナーである市民の皆さんにとっての窓口として定着していると感じております。

また、協働のまちづくりのイメージにつきましては、市民と行政が目的を共有し、役割と責任を担い合い、互いの特性を認め、尊重しながら協力してまちづくりを進めていると考えております。

の組織体制ですが、自治会は、その地域に住む人たちが自主的に組織し、運営される最も身近な住民自治組織であります。また、地域コミュニティにつきましては、主に自治会組織を基盤として幅広く活動されており、よりよい地域社会を目指しております。

さらに、車座談議は各地区公民館を単位に自治会、コミュニティ、各種団体等の代表者や公募により組織化され、地域課題解決のため、市の地域担当職員と協働により活動を行っているところであります。いずれの組織においても自治会が中心となって活動しておりますので、それぞれに連携を深めながら地域活動を展開していくものと考えております。

の事業状況ですが、自治会にお願いしている主な事業といたしましては、敬老会の開催、高齢者のための生きがいサロン、地域の一斉清掃活動、道路愛護活動など数多くございますが、いずれの事業も自治会のきめ細やかな配慮の上で実施されており、大きな成果が上がっていると感じております。

の自治会のあり方ですが、市民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、自治会は最も地域に密着した組織であり、大切なパートナーであると認識しております。今後、地域の多くの皆さんの参加のもとに、自治会みずからが地域の実情に合った活動しやすい体制づくりを進めていければと考えております。

の研修機会の状況ですが、自治会や自治会長に対する研修につきましては、毎年、自治会長連絡協議会による先進地視察研修を実施しており、さらに本年度は、講師を招いてのまちづくりに関する研修を計画し、できるだけ多くの機会を設けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 大変理想的なご答弁をいただき、もっともと思うところでありますが、何点が伺います。

市民の窓口として定着してきているという答弁がありました。一定の成果が上がれば、定着してきていると感じ、判断することは間違いではないと思います。しかしながら、窓口とは、成果や結果が出ない部分をどうするかも窓口の業務でもあると考えております。先ほど来、1項目で述べた自主防だ、災害支援だなど、こちらも課題としてあります。そういったものを進める上で、担当窓口として、設置に向けて地域と担当部局とをコーディネートするようなことの窓口業務、一步踏み

込んだ窓口業務だと思っておりますが、それらはどのように考えましょうか。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 地域と担当部局をコーディネートする考えはということでございますけれども、今、例にとりまして自主防災組織や災害時要援護者対応マニュアルの組織の立ち上げというようなことで例を示されたわけですが、こういった場合も、話を進めていく上ではいろいろな問題が生じてきまして、滞るといって、そういう場面もあるというふうには思います。

それで、自治会と市との関係ですけれども、こういった場合、幾つかのケースが考えられるというふうには思います。問題が起きたとき、直接的には自治会が担当部局のほうに行って相談をする、これも一つの方法だと思います。また、自治会は私ども市民協働推進課が窓口になっておりますので、こちらに来ていただければ、私のほうでは事情をよくお聞きしまして、担当課のほうにまたおつなぎしたいというふうにも思っております。

また、こういう自治会内部の問題につきましては、自治会長連絡協議会で問題を取り上げまして、そして解決策を見出すというのも一つの方法かというふうにも思います。そこで、課題、問題があった場合には、私ども市民協働推進課が担当部局のほうにつないでいきたい、こういった役割を果たしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。ちょっと難しい仕事というか、担当業務となると思います。何分にも相手が任意の団体というようなことがありますんで難しいと思いますが、機構改革から市民協働推進課という名を拝命し、担当部局が生まれたわけで、2年が経過したわけでありまして、

今、私がお願いしたような、一步踏み込んだ窓口として、今後、研究、努力をしていただければと思っております。

ついでと言っては何なんです、もう一例、地域の課題ということで、教育部に伺います。

地域組織の中にコミュニティ組織があります。これもできている地域、できていない地域がありますが、現在、市内における公設公民館15館が開設されている中で、コミュニティの協議会の設置状況をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 教育部に振られました、そのまま市民協働推進課のほうで答えていただければと思っていたところでございますが、コミュニティの推進連絡協議会の設置状況でございますが、西那須野地区が6地区、黒磯地区と塩原地区が3地区、都合12地区でコミュニティ推進協議会というふうなのを開催しているところでございますが、15公民館、やはり私も教育部が主管する公民館は、地域の生涯学習の拠点として官のほうでこの公民館、民のほうでコミュニティという連携をとって各種事業を推進しているところでございますが、今後、未設置のところに関しましては、私もちょっとお答えしかねるというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

今、私があえて教育部にお尋ねしたのも、やはり協働推進課としてコーディネートできないかという思いがあって、一例として出させていただきました。

次に、自治会は地域に存在するさまざまな組織の構成にかかわっております。自治会長初め、役員の皆さんは兼務、兼務で参画している状態であ

り、その活動は多忙を極める状況にあり、傍らから見ると頭の下がる思いであります。そのような状況のもとにおいて、地域社会の変動から来るニーズの変化、対応など、行政で例えれば、社会の変化に伴って行政においても機構改革などが求められたように、自治会そのものもそういったものに対応するために変革というか、変わっていかねばならない時期にあるかと思えます。そのような変化にも対応するための準備として、研修状況を伺ったわけでありませう。

そのような中で、新聞の報道情報であります、研修について、あるいは協働のまちづくりについて2件ほど新聞に情報がありましたので、情報提供ということでお伝えしたいと思います。

他市町のことで大変恐縮なんです、1件は、矢板市の施策であります。「地域づくりへ力発揮」のフレーズのもとに、ふるさと創年大学を開校し、初回は、住民に必要とされる自治会づくりと題して基調講演が開催されるということが報道されました。こういった研修もひとつ今後の自治会の参考になるかと思えますので、本市で研修機会を計画する際にはこういったものも頭に置いていただきたいなと要望しておきます。

2件目は、本市が既に実施している車座談議の改良版で、益子町が今月6月から始まります。自治会単位に懇談会、地区担当職員と住民が協働で何ができるかの協議の場を設けるという内容であります。新聞の内容を見ますと、自治会など地域が抱える問題点や特徴を出してもらおう。その上で、地域の将来に向けて特に重要と思われるものを課題として選択、その解決に向けて地域住民や行政がそれぞれの立場で何ができるか、または協働で何ができるかの方向性を見出し、総合計画の中に盛り込むというような事業が開始されるという報道がありました。まさに那須塩原市の車座談議が

と思います。

先ほども申しましたが、車座談議についてはハード事業もさることながら、さっき申し上げましたソフト事業なども今後取り入れてはどうかと思います。担当部局としては、先ほど地域の方の考えだということではありますが、やはり車座談議の目的は地域と行政、職員が一緒になってその地域の課題、問題を解決に向けて、あるいはまちづくりに向けてやるということですので、地域、地域、地域というようなお願いをしてしまうと、先ほど申しましたように、自治会長さん初め、地域の役員さんは兼務、兼務でかなりあっぴあっぴの状態になっておりますので、その辺も行政としての意見と言えるような車座談議に今後なっていたらと、これも要望しておきます。

最後になりますが、パートナーとしての位置づけという答弁がありました。窓口、事務局だけにとどまらず、パートナーというお考えがあるのであれば、一歩踏み込んだ、先ほど来執拗にお話をしておりますが、もっと積極的にというのは、そういったところを求めているわけです。パートナーであれば一緒になって考える、手を取り合って考えるというのがパートナーかと思えますので、どうぞ積極的な郷土のまちづくりに向けて、地域の方々とお話し合いを進め、事業化していただければと思って、この質問を終わります。

次に、3、「創意工夫事業」とまちづくりについて。

厳しい現状状況に対応するため、本年度当初予算の事務事業推進キーワードを市民生活の優先度としました。最少の経費で最大の効果を得ることを願い、以下の点について伺います。

ゼロ予算事業の公表をしない理由と、過年度における事業実績を伺います。

本年度における総意工夫事業について伺いま

す。

お金のかからないまちづくりの事業としてゼロ予算や創意工夫事業などに取り組んでいるが、まちづくりの出発点はあいさつや返事など、当たり前のことが当たり前にできることが原点に含まれると思います。創意工夫事業からまちづくりへどのようにつないでいくか伺います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 創意工夫事業とまちづくりについてお答えいたします。

まず、ゼロ予算事業を公表しない理由と過年度における事業実績についてでございますけれども、那須塩原市版のゼロ予算事業としての創意工夫事業につきましては、できる限り経費をかけずに、職員みずからの知恵と力によって行う事業ということで、平成19年度から20年度まで、2年間実施をしております。

具体的な事業といたしましては、車座談議、トワイライトサービス、それから広報モニター事業といった40事業について当初予算で公表しながら実施をしてきたところでございます。

平成21年度から公表はいたしておりませんが、創意工夫事業として行った事業につきましては、ほとんどの事業が多少の変更、それからレベルアップをしながら、今日まで継続して実施しているところでございます。

過去2年間、公表をして創意工夫事業を行ったことで、職員一人一人が「予算がなければ事業ができない」という固定観念を捨てて、市民サービスのために、意欲を持って、知恵を絞って、創意工夫をしながらすることが浸透してきたというようなことから、現在は公表していないというようなことでございます。

次に、本年度の創意工夫事業についてでありますけれども、主なものとしては、予算に対する市

民へのわかりやすい説明書というふうなことでお配りをしております「わたしたちのまちづくり」の作成事業、それから人事評価制度の導入、先ほど来出ております地域自主防災活動の支援事業、それから自然環境学習事業、5歳児の発達相談事業などがございます。

次に、あいさつや返事など当たり前のことが当たり前に行えることがまちづくりの出発点だというご指摘でございますけれども、本市におきましては、平成18年度に人材育成基本方針を策定いたしまして、公務員としての自覚を持って真摯に職務に取り組む、市民ニーズを敏感にとらえて、市民の目線で行動するというようなことを掲げまして、これらを具現化するための手段というふうなことで、人事評価において姿勢・適性評価というものを考え、6月から正式に導入したというところでございます。

この姿勢・適性評価につきましては、職員としての倫理観、使命感、市民感覚、それからチャレンジ精神などについて評価を行うというものでありまして、これらを通じてあいさつや返事、言葉使い、窓口対応といった基本的なこと、それから責任感や積極性、さらには計画性、工夫・改善といった当たり前のことが当たり前に行えることはもちろんですけれども、新たな課題に積極的に挑戦する意欲、それから実行力がある職員というものを目指して取り組んでいるというふうなところでございます。

これらの職員の資質の向上、能力開発がまちづくりを推進する原点であるというふうにご考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ありがとうございます。

創意工夫事業はトップダウンによる事業と異な

ることや、予算が伴わないなどの要因で、大体二、三年実施してくると行き詰まり感が出てくるものであります。これは役所だけではありません。その中でトワイライトサービスや車座談議など市民に役立つ事業が生まれただけでも価値があったかなと評価したいと思っております。

創意とは、辞書を引いてみたら、広辞苑によりますと、新しい物事を考え出す心とあります。考えるだけでも人材の育成になります。それだけでも効果かなと思っておりますが、答弁の中に、ゼロ予算でも浸透しつつとありましたが、公表をしないことにより起案に対するモチベーションの低下が危惧されますが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） お答えしたいと思います。

2年を経過して、ある意味では中だるみをしているのではないかとご指摘だというふうに思っておりますし、私どもも、確かに当初考えていた事業の考え方と変わってきているというふうなことは否めないというふうに思っております。そういう中で、なぜ中だるみなのかというふうなことを考えてみますと、やはり予算に計上しただけであって、それぞれの課では実際には実施しておりますし、創意工夫をしておりますけれども、計上した総務担当として、それがどういうふうに変ったのか、そういうふうによくなったのかというふうな評価をしておりませんでした。そういう意味では、ただ予算計上してきただけというふうなことで、私どもとしては反省しております。

今後は、できれば、まだ庁内合意はとれておりませんし、まだこれから協議をしなければならぬというふうにご思っておりますけれども、22年度から企画部のほうで職員提案制度というものを実施するというようになっております。この職員提

案制度の中で、我々のゼロ予算事業の考え方を少しその中に入れていただいて、少し協議をさせていただいた後、庁内合意をとった形で、新たな形で実施をさせていただければというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

特に今お話ありましたように、ハード事業とソフト部門となると、なかなかソフトのほう表に出ないという部分があって、非常に難しいところがあるかと思います。そのような中で、今回、人事評価の姿勢・適性評価を取り入れるという、実施するというので、これらについては3月定例議会において松田議員より詳細にわたった質問あるいは丁寧なる答弁がありましたので、了解しておりますが、確認のため1点だけお聞かせください。

評価結果は対象者に伝えるか伝えないかだけお聞かせください。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） そのときにも申し上げましたけれども、評価というのは、まずは自分で自分を評価するというのが基本でございます。それで、その自分を評価したものを上司であります係長が評価をして、係長の評価と自分の評価がどういうところが違うのかというところをお互いに面談の中で話し合っていくということでございます。

その上にあっては、所属長が、その係長が評価したものと課長が評価したものの違いというものを、そこでまたもう一度判断し、最終的には本人に課長の判断、係長の判断というものを本人のほうに知らせるというところでございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 了解です。

やはり相手に伝えないと、相手もどこが悪いかわからない。それで、個人の成長にもつながらないと思いますんで、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

姿勢・適性評価の中に倫理観がありますが、あいさつや返事などは含まれております。あいさつや返事など当たり前のことが当たり前にできる、これは人材育成において基本中の基本であることは、だれもが承知のことであると思っております。

3月定例議会では、岡本議員があいさつについて熱く訴えておりましたので、今回、私は、返事で迫ってみたいと思います。返事は「はい」であります。たった2文字であります。あるとないとは周りに与える影響は大きなものがあります。だからこそ姿勢・適性評価を取り入れてまで人事評価をしたいという考えは十分に理解できます。英語で言えばイエスであります。これで大国のトップになられた方もおります。「Yes I Can」であります。ちょっと意味合いが違います。

話を戻します。私は、栗川市長率いる本市の議会議員で幸せであると思っております。お気づきのように、栗川市長は就任以来5年間、いかなる場所、場面においても「はい」との返事を実行されてきました。おかげさまで、続く我々も気兼ねなく「はい」と返事ができる。他市町には見られない環境が整っていることに、人間として幸せを抱くものであります。

また、「はい」との返事の習慣は、市内のさまざまなイベントや会合の席でも見られるようになり、広く市民の間にも広がりを見せております。市内どこの地域に行っても、このような光景が見られることにより、本市の一体感の醸成に大きく寄与されていると感じるものであります。たった2文字の行為ではありますが、トップとして5年

間、みずからが率先して実践してきた実績は、実績にとどまらず功績に値すると私は思っております。

「まちづくりは人づくりからなる」とうそぶく人もおりますが、もしそうであるとしたら、人づくりはこういった当たり前のことが当たり前にできることの一つの要素であるかもしれません。ここで当たり前のこととはいえ、トップとして5年間、率先して実践してこられた栗川市長の所感をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 当たり前のことに対しての所感ということでございますけれども、私は、あえて「はい」と意識して返事しているわけではございません。多分、この返事が始まったのは、おやじに呼ばれたときからだったかなというふうに思っておりますので、子どものときから、議員やっていたときも、多分、返事はちゃんとしていたというふうに自分では認識しておりますので、市長になって改めてこういうことが始まったということではございませんので、この点についてご理解をいただきたいと思っております。

決して返事をされて嫌な気分になる人は、私はいないと認識をしています。おやじに怒られるにしても、「はい」って返事すれば、おやじも怒られてるのに何で返事するんだべなというふうな感覚的な、ある意味では怒られることも少し和らぐかなというようなこともあったのかもしれませんが、わかりませんけれども、いろいろ判断をしております。

ただ、私、「はい」という返事だけじゃなくて、今、役所に毎日勤めております。車をおりたときから、だれに会っても、「おはようございます」、あるいは昼間ですと「こんにちば」、「ごくろうさまです」、この3つの言葉はだれに会ってもか

けているつもりですが、たまには考え事して、ずっと行ってしまふときもございませぬけれども、100%やっているかどうかはいずれにいたしましても、そういう意味では、心のあるときはいたしております。やはりお互いに心置きなくと申しますか、ぱっとあわせせるのはあいさつであり、そういう言葉だというふうに認識をいたしておりますので、私自身はそういう形で、今後ともそれをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 当たり前のことでやってきたということ、これ栗川市長の人間性のあらわれかと思っております。当たり前のことができない社会の傾向が多く見られるようになった中で、こういったことが大切なことなのかと思っております。

昨日、ある会合があり、これも隣のことなんです、お隣の市長さんも出席されておりました。この市長さん、栗川市長同様に、大きな声で「はい」と返事をなされておりました。「はい」の返事は希望へのかけ橋なんて、1人で思いを馳せておりました。これはひとり言であります。

ここで質問であります。人づくり、まちづくりの要因となり得る「はい」という返事を行う当たり前の行為を広く市民の間に普及させる意味合いを持って、本市として「はい」と返事のできるまちの宣言をしてはいかかかなと思ひ、考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 「はい」という宣言をしたまちづくりということですが、私の守備範囲としましては、議員ただいまおっしゃいました、まちづくりは人づくりであるというような観点で

はご答弁申し上げますけれども、それを宣言してやるかどうかということについては、庁内でもう少し議論させていただきたいというふうに思っております。

ただ、今議員おっしゃいましたように、人づくりでありますので、前に向かって気持ちを開いて、気持ちよく接遇できるような職員をつくっていかねばならないというふうに思っておりますし、そういったまちづくりの必要性というのは十分認識しておりますので、今後、庁内で合意をとって、その辺のところは研究させていただければというふうに考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 大変難しい質問で、恐縮しております。今回の質問、全体的にイメージなどという表現で、抽象的な表現であり、大変ご苦労、苦慮されたことと思います。質問した私も苦慮しました。こういった苦労が人材の育成につながると思っておりますので、これからも協働のまちづくりに向けてさらなる努力をお願いいたしまして、私のすべての質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 私から1つだけちょっとお話をしておきたいなと思っておりましたのは、先ほどコミュニティの話、教育長から数が知らされたわけでございますけれども、コミュニティという名前と呼ばれている部分もありますし、そうではなくて、むらづくり協議会とか、こういうことでコミュニティ活動をやっている地域もございますので、コミュニティという名前だけの数だけじゃないと認識しておりますので、企画部で調べて数のほうはお知らせいたしますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「お願いします」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 以上で7番磯飛清君の一般質問は終了いたしました。

山本 はるひ 君

議長（君島一郎君） 次に、24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、通告に従いまして市政一般質問を行います。

最初に、1番目の質問になります。国際交流の推進について。

市では、5月21日から9日間の日程でオーストリアのリンツインターナショナルスクールから38名の学生と3名の先生をお迎えいたしました。滞在中は、市内の中学校の生徒の家庭にそれぞれホームステイをして学校へ通い、文化・教育の体験をして交流を深めて、帰国いたしました。

中学生の海外交流事業は、当初は当市からリンツへの訪問のみでしたが、昨年からはリンツからの受け入れも行うようになっています。この交流を中学生だけでなく市民へ広げるなど、より積極的に推進していく考えはあるか、市長の所感を伺います。

以上です。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 24番、山本はるひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

国際交流についてでございますけれども、の中学生の海外交流事業は5年目を迎え、実績を積み重ね、着実に事業の充実が図られておりますが、これは中学生の異文化に対する理解を深め、視野を広めることや、学校におけるリーダーの育成を目指すことなどを目的として実施をいたしております。

国際交流につきましては、さまざまな分野における市民の皆さんの意識の高まりを大切に、国際交流協会等との連携のもとで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ただいまの非常に短いお答えではありましたが、民間を主として、市が連携をしながら国際交流を前へ進めていきたいというふうに受け取ります。

ところで今、市長のお言葉の中に「国際交流協会との連携のもとに進めていきたい」というお言葉があったんですけども、今回、このリンツからの中学生のご一行をお迎えしての歓迎会、そして送別会に、立場として出席をいたす機会がありました。その席では、教育委員会あるいは学校の関係の方、そしてホームステイを受け入れたご家族の方たち200名ぐらいが出席していましたが、その中に国際交流協会の関係の方はいらっしゃらなかったというふうに思います。そういう言葉が出たのでお伺いするんですけども、国際交流協会は今どこか、例えばリンツならリンツと交流をするというような計画があるというふうなことを、部長のほうではご存じかどうかお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 今、那須塩原市国際交流協会がリンツ市と国際交流を結ぶというか、そういう行き来があるかというような質問ですけども、私のほうでは承っておりません。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 多分、先日、国際交流協会の方にお伺いしたところ、具体的にそういうことはないというふうなお答えでもありました。それは聞いております。けれども、今、市長のお

答えの中に国際交流協会という言葉が出たということは、多分、民間主導でそういうことを進めていただきたいという、そういう思いだったというふうに思っております。

異文化への理解をするということは、ひいて言えば、自分のところの文化を大切にすることだと思いますし、リーダーの育成をすることは市民にとっても必要で、それは視野を広めていくことでそういうものが醸成されるということもあります。ということをお考えますと、今は中学生に限られているこの国際交流なんですけれども、このせつかくの長く続いているリンツとの交流を大切にして、市の文化関係団体あるいは国際交流協会、観光協会など含めまして、さまざまな団体と連携をして交流を深めていってほしいと思うんですが、そういうことについて、もしそういうことを投げかけられた場合に、市はそれを、それこそパートナーシップの体制で応援していくという気持ちがあるのかどうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいま話がリンツ市の中学生の交流から始まったということで、そこに主体が置かれておるようでございますけれども、これはこれで、先ほど申し上げましたように、中学生を対象とした交流事業ということで、これも国際交流の一部に当然入るのかなという認識は持っておりますけれども、そういう意味で、国際交流という意味で始まったものではなく、先ほど申し上げましたように、文化に対する理解度とか、そういうものを深めていく、あるいはリーダーとして子どもたちを育てていくという目的でございます。国際交流とはちょっと、スタートは全然意味が違うというふうに認識をしています。

国際交流協会が云々という話が出ておりますけれども、私は、国際交流協会の一つのそういう組

織としての立場で物事が 全部がそこを通じて物事をやっているかどうかとなりますと、これは民民の話になってきますので、やっていない部分もありますし、やっている部分もあります。今回、オペラをつくる会がリンツ市のほうへ行くそうでございます。そういう話が来たので、市長のメッセージを持っていきたいんですと言うから、私はそれは承知しましたと。あと、NPO関係の方々からしますと、私自身、どのNPOにもはい、はいと言って、私、NPOも全部、どういう組織でどうだというのはわからないものですから、いわゆる国際交流協会の窓口を通して確認をして、例えば向こうに招致されて行くんで、私のメッセージを預けてくださいというような話が来ますと、国際交流協会の中でどういう団体か確認をしてもらうというようなこともお願いをしている部分もでございます。

私は、国際交流というのは、姉妹都市を結んだからとか、そういう話だけじゃなくて、当然、今回の中学生のホームステイ、当然親とすれば、かなりの国際交流になっているというふうに私は思っていますし、先生方も引率した中では、その一役は担ってきていると思いますし、そういう意味から、多分、オペラの会も、今回は向こうとのそういうつながりの中でそういう形が生まれてきたんだろうとっておりますし、当然、私どもアジア学院もあります、アジア学院は入学式が終わりますと市役所のほうに表敬訪問していただきます。市内の状況等も子どもたちに話を30分程度しておりますし、そういう部分も私は一つの国際交流だと思っていますので、このものにこだわってこうだという話は私はしておりませんが、国際交流というのは幅広く、市民も当然、行政も全然やりませんとは私は言うておりません。ただ、姉妹都市は今どうかと、そういう判断のときに

は判断をさせていただきますけれども、国際交流の中でそういう話が出てくれば、いつでも話に応じますし、どういう形であれ、それなりの中で話をしているというふうに私は認識しています。そういうことをご理解いただきたい。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、市長から思いがけずにお答えをいただいたんですけども、確かに中学生の海外交流は、別に国際交流として始めたのではないんですが、結果として、今5年たって、本当の意味で国際交流が始まっているんだというふうに思います。これを今、姉妹提携しようとか、そういう話ではなくて、自然にそういうふうになってきたものを、そして、今、オペラの会もというようなお言葉がございましたが、こういうふうにして市民の皆さんがご自分のほうからそういうことをしたいという、そういうものをぜひ一緒に進めていくというようなことをしていただきたいということで、この項は終わります。

議長（君島一郎君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、2項目めの質問に入ります。

勤労青少年ホームについて。

勤労青少年ホームでは、働く青少年のために各種の講座やイベントを開催しています。このホー

ムの役割、講座の内容などについてお伺いしたい
と思います。

勤労青少年ホームの講座を開設する意味と、
講座への参加者の意識について。また、講座以外
の事業に取り組む考えはあるかどうかお伺いしま
す。

勤労青少年ホームの講座の対象者は「市内で
働く35歳以下の勤労青少年」とあるが、その実態
についてお伺いします。

那須塩原市勤労青少年ホーム利用者会の組織
がありますが、その組織と運営についてお伺い
いたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、2番の
勤労青少年ホームについて3点ほどお尋ねがあり
ます。順次お答えいたします。

初めに、の勤労青少年ホームの講座を開設す
る意義と講座への参加者の意識、講座以外の事業
に取り組む考えについてお答えいたします。

まず、講座を開設する意義ではありますが、那須
塩原市勤労青少年ホームは、中小企業に働く青少
年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的に
設置されております。この目的に沿って、バドミ
トン、ダンス、陶芸等の講座を実施しております。
これらの講座を通じて出会いの場の提供や仲間づ
くり役に役立っていると考えております。

次に、講座への参加者の意識についてですが、
平成21年度は21講座を実施、受講者が定員を超え
る講座もありました。また、参加者の中には複数
の講座を受講したり、前年に引き続き受講する方
もおりますことから、受講者自身が希望する講座
を選択しながら参加しているものと考えておりま
す。

次に、講座以外の事業への取り組みについてで
すが、ホームの事業としては、講座を含めて6つ

の事業を掲げてあります。今後は、これまで取り
組んできていない事業がありますので、ホーム利
用者の声なども参考にしながら取り組んでいき
たいと考えております。

次に、の勤労青少年ホームの講座対象者は
「市内で働く35歳以下の勤労青少年」とあるが、
実態について伺うとの質問にお答えいたします。

平成21年度は1講座当たりおおむね20人を定員
とする講座を開催し、受講者は延べ400人おり、
この中には36歳以上の受講者が延べ77人、市外
の受講者が延べ11人おりました。受講者について
は、定員に満たない場合、36歳以上の人や市外
の人の受講も認めております。

次に、の那須塩原市勤労青少年ホーム利用者
会の組織と運営についてお答えいたします。

利用者は、その年度の講座受講者全員で組織
され、その中から代表者を選出し、役員会の企画
によりさまざまな交流事業を開催しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問いた
します。

最初に、講座を開設するに当たっては、中小企
業に働く青少年を対象というようなことをおっし
やいましたが、具体的に言うと、市内で中小企業
というイメージというのはどういうふうなものな
のか。講座への参加者のこと、のほうにもこれ
関連して一緒に質問するんですけども、実際、
延べで400人という中で、中小企業のイメージと
いうのが少しわからないので、まずそれをお聞かせ
ください。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 中小企業というイ
メージということでございますが、この勤労青少
年ホームについて利用される方については、市内

で働く勤労青少年という位置づけの中で、特に中小企業に限ったことではないと解釈しております。
議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） そういうふうに思っていたので、最初に中小企業という言葉が出てきたので、ちょっとびっくりしたということで、それは確認しました。

多分、勤労青少年ホームというのはかなり前からあるもので、合併前には黒磯市にだけあったというようなことだと思うんですが、昭和の時代に行われたときには、きっと非常にいろいろなところで行われていたと思うんですが、今現在、例えば県内というようなことで言うと、実態としてこれを持っている市とか町は幾つぐらいあって、その傾向として、このホームの利用者がふえている傾向にあるのか、あるいは減っていて閉鎖するようなところが多いのかということについてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 勤労青少年ホーム、那須塩原市の場合には、先ほど議員お話になりましたように、黒磯市におきまして昭和52年に設立されております。この当時には、県内においても多くあったと思いますが、現状では、隣の市なども勤労青少年ホームの部分はやっておられないということがありますので、減少傾向にあるという認識はしております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは私としては、このホーム減少にあるということですが、大変必要のあるものだというふうに認識をしておりますので、質問を続けます。

ホームの事業は講座も含めて6つあるということでしたが、取り組んでいるものは、多分、講座しかないというふう感じたんですが、先ほど取

り組んでいないものについては利用者さんの声を聞いて、それをやっていきたいということなんですが、具体的に何かこういうことをやりたい、あるいはやってほしいという声があるのかどうかお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ホームの事業につきましては6つの事業を掲げてあるというのは、これは条例で掲げてあります。1つには、集会のための施設設備の提供、施設の提供というのも1つございます。あとは講習会、研修会、一般教養講座の開催といったもの、今現在実施しておりますレクリエーションとか、講座もその一つです。映画とか音楽会の開催、そのほか福祉施設等との連絡協力といった部分で6つのものを掲げてあります。

こういった中で、先ほど答弁で申し上げましたように、スポーツ関係、講座関係は実施しておりますけれども、今後においては教養講座などもまだ21年は実施していないという状況もありますし、相談といいますか、相談業務なども実施していないということでございますので、こういった事業について、今後、利用者の会、そういったところとも協議しながら、取り入れるところがあれば新たな部分として取り入れていきたいという考えでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、条例であるものは6つということで、市の中では教養の講座と、それから相談事業をできればやっていきたいと。現在あるのはレクリエーションあるいはスポーツの関係だということだったんですが、他の市とか町のホームを見ますと、結構今、レクリエーションとかスポーツだけではなくて、若い人たちの引きこもりとか、閉じこもったり、友達がいないとか

ということで、そこに常時カウンセラーなり、相談の方がいて、いつでも相談ができるような事業をしているところがあります。そういうものがひいては若い人たちを外に出すというか、外に出ることができて、出会いの場ができるというような事業を積極的に取り組んでいるところがあるんですけども、当市の場合も、そういうことが今後は必要なのではないかというふうに思うんですが、それについてはいかがですか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいま議員おっしゃいましたように、この設置事業を目的としまして、こういった相談業務もごございますので、先ほど申し上げましたように、利用者の会等々とも諮りながらという部分になりますけれども、議員おっしゃいましたようにニートの部分ですか、そういった社会的な状況もごございますので、県においても、相談員がそういった相談を受けるために出張してくれるというような取り組みもされているようでございますので、そういった部分も視野に入れながら、相談業務なども検討していきたいというふうなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 3番目のほうの利用者会のほう等にもかかわってくるんですけども、先ほどから、このホームの事業をやっている講座とか、スポーツについては利用者の声を聞いてというようなことが出ておりまして、それで、利用者会はその年に入る人全員が入っていると。つまり、400人というのは延べなので、本当の数というと、多分そこまではっていないと思うんですが、その利用者会では、先ほど交流事業を開催しているということでした。市のホームページを見ますと、そこに、この青少年ホームのホームペー

ジ、きれいなものが出ておりまして、それから感じる利用者会というのは、本当に他市に行って試合をやったり、何か食べ歩きをしたり、あるいはディズニーシーに行ってリーダー養成のどのこのというようなことが書いてあったんですが、話し合いをして、利用者がどんなことをしたいかというようなことをやっているという実態が見えてこないんですが、実態としては、どんなふうに利用者会というのをやっているのかということ。

もう一つは、働いている人たちがやっている、ですから夜の講座なんですけれども、この事務局というのはどなたが実態としてはやっているのかについてお尋ねします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 勤労青少年ホームの講座等については、ホームの事業としまして21講座なり、スポーツといったものをやっております。さらに、この利用者会におきましては、議員質問の中でおっしゃいましたように、利用者会独自で他市との交流とか、そういった部分も含めて年に9回実施しております。

こういった中では、参加者の皆さんに楽しんでいただいているというふうな認識は持っております。

交流会事業で、今言いましたように9つの事業をやっております、人数もかなり多くの人数が参加しております、そういった中では、かなり成果がある事業を利用者会として取り組んでいるという部分でございます。

あと、事務局のお話でございますが、事務局につきましては、この勤労青少年ホームの事務局は商工観光課の中の職員、商工係が担当しております、事業実施に当たりましては、利用者会の方からの意見を聞きながら講座の開設をしているといったところでございます。

あと、事業実施に当たりましては、ホームに臨時職員を採用しておりますので、臨時職員がその講座に対するお世話とか、施設の清掃といったことをやっているといった状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 実は、勤労青少年ホームについては余り知るところがなく、今回いろいろ実際見に行ったり、それからどんなことをしているのかということ調べたんですけども、その結果、これはきちんともっと、縮小するのではなくて広げていく方向でいいのではないかというふうな結論に達したので質問をしているんですけども、今、利用している人たちの会がそのようにせっかく活発に活動しているのであれば、21講座もある内容を見ますと、何となく女性向けのものが多い気がするんですね。参加してらっしゃる方の写真を見ると、やはり女性が多くて、世の中、今、女の人のほうが活発ということはあるかもしれないんですが、働く青少年といったときには女性ばかりではないということもあって、この利用者会の人たちにきちんともう少し話を聞いて、より現実的な講座をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、先ほど、たくさん応募があっただけで抽せんしているところもあるということなんですけど、逆に、足りないところは36歳以上の人でもいいし、他市の人でもいいということでしたが、その具体的なもの、例えばこういう講座はいつもたくさん応募がある、この講座は人がいなくて、例えば50代の女性がいたりとか、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。それについて、今後どうしていきたいかということについてもお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 講座をやっている中で、参加者に女性の方が多いということがございますけれども、21年度で男性も、事業は21ですけども、延べとして83人参加しているといった状況でございます。こういった状況もございますので、今後の講座開設に当たりましては、利用者会のアンケートなども実施しながら、男性も積極的に参加できるような講座ももっと取り入れていく必要はあろうと思っています。

それで、講座の内容の中で、21講座を21年度実施しておりますけれども、この中の10講座が定員を超えている状況でございます。主なものとしては、バドミントンとかテニスといったスポーツ系の部分が定員を超えた部分となっております。

一方、定員に対して参加者が少ない講座と申しますと、ブリザードフラワーというのが定員15人に対して9人ということで、さらに陶芸というのは10人の定員に対して5人といった状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。そういうものは公民館などの講座でもやはりあることですので、どれもこれもがみんな定員に達しなければいけないということではないと思うんですが、今聞いたところでも、やはりスポーツ系は人気があるということで、なかなかスポーツというものは1人でできるものばかりではないし、場所が必要ということがあるので、陶芸とか、フラワーなんていうのは1人でも習いに行くことができるというふうなものだと思います。そういう意味では、せっかくこういう講座をやるのであれば、1人でなかなか参加できない、そういうスポーツなどをもう少し、場所の問題もあると思うんですが、積極的に取り入れて、男の方、先ほど延べ83人とお

っしまいました。400人のうち83人ということは、女性が317人いると、逆にそういうことになります。ということは圧倒的に、この後の質問とは逆で、女性が多く利用しているということになりますので、ぜひそうではない形で、男女ともに参加できるようなものを進めていってほしいというふうに思います。

次に、先ほど、この勤労青少年ホームのある場所は、ご存じのように厚崎の体育館のところにありますけれども、企画とか申し込みは市の商工観光課でやっているんですけれども、その勤労青少年ホームの場所にも、その臨時の職員が2人いらっしゃるわけですよ。その方たちは受け付けとかをしているんですが、何となくもったいない感じがするんですね。それで同じ場所に、片方に指定管理者の体育館とか運動場を管理している会社が入り口の右側に入っていて、左側が勤労青少年ホームのその事務の人がいるという形になっているのが、何とももったいない感じなので、その辺のところをもう少しきちっと整備をして、受け付けそのものもそちらでできる、企画は仕方ないかもしれないんですが、人の使い方あるいは来る人の使い方もあるんですけれども、その辺を何か合理的にできないものかなというふうに思いながら見てきたんですが、そこら辺はそういう形ではしか運営はできないものなのではないでしょうか。今後どうしていきたいのかということも含めてお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問ですけれども、現在、今後の運営につきましては、講座の企画は商工観光課の職員が中心となってやっていると。実際に講座の開設につきましては臨時職員で対応しているという状況がございます。

そういった部分で今後改良の余地があるかとい

う部分でございますが、これにつきましても利用者のほうの意見などもあると思います。そういった部分も踏まえながら検討していく形になりますけれども、今後の検討としましては、スポーツ施設の部分が指定管理者という部分になっておりますので、今後のホームの事業の展開においては、指定管理者制度の導入なども視野に入れながら研究していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ぜひ、その辺の管理運営については、同じところに片方に指定管理者の方たちがいらっしゃるの、何かの形でうまくできるようにしていただきたいというふうに思います。

それとあと1つだけ、最後になりますけれども、この勤労青少年ホームというのは35歳以下の青少年ということで、私のイメージとしては家庭を持たない男女がというふうに思うんですけれども、夜間の講座ばかりなんです。そういうところに現実として私ぐらいの人も入っている部分があって、それは定員に満たないから入っているということもあるんですけれども、公民館でやっている講座と非常に重なる部分があって、時間だけが違うという実態になっています。公民館は教育部のほうで、生涯学習のほうで持っているものなんです。それと、この勤労青少年ホームの講座との関連とか、同じ市でやっているものですので、その辺の考え方について、今後もこの形で、夜のものは勤労青少年ホーム、昼間のものに関しては公民館というふうなことで、部長に聞いていいのかわからないんですが、その辺についてどんなふう考えていらっしゃるのかお尋ねして、終わりたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 勤労青少年ホーム

の事業が公民館の事業と重複している部分があるというお尋ねですが、これらの事業につきましては、先ほどから申し上げておりますように、公民館事業というのは市内15ありますけれども、生涯学習の拠点として地域の人がそういった生涯学習のためのスポーツなり、講座なりを開いているという部分でございます。このホームは、やはり先ほどから申し上げましているように、35歳以下の勤労青少年ホームということですので、市内の働く青少年が一堂に集まってこういった事業をやるということで、公民館と重複する部分はありますけれども、これらの事業についても、やはり利用する方を中心にメニューといいますが、そういった講座を開設していくという状況でございます。

そういった状況の中では、今後も同じ世代が交流できるような場というのは今後も必要だという考えの中で、ホームもそういった考えのもとで進めていく必要があるというふうに考えております。議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 考え方はわかりました。

多分、35歳以下の勤労青少年というのはかなりの数が市内にはいると思うんですね。実際のところは、旧黒磯の方がかなり今多い、延べでも400人ということは、実態として二百何人しかいないわけですので、ぜひこういうものがあるということ、やっているとところが黒磯なので、なかなかのかもしれないんですが、やはり旧西那須野あるいは塩原の方にもちゃんと知らせていただいて、本当に多くの方たちが仲間づくりができたり、あるいはそれが出会いの場になって、その先に進むというような、そういう役割も果たしていくべきだと思いますので、そういう意味で、この事業は進めていってほしいと思います。終わります。

3番目に入ります。

通学路の安全と交通指導員について。

市内の小学校の子どもたちは、一部スクールバス通学はありますが、徒歩で通っています。それらの学校区では、危険な交差点や横断歩道に交通指導員を配置し、通学時の安全の確保に努めています。

交通指導員の立つ場所は、学校区の中で危険な場所だと思いますが、実情に合っているのか、その選定基準についてお伺いいたします。

交通指導員はどのような基準と手続で選ばれているのかお伺いします。

今後の通学路整備の計画と、整備の難しい地域についての安全策を伺います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、通学路の安全と交通指導員についての3点のご質問、順次お答えいたします。

の交通指導員の立つ場所の選定基準につきましては、学校の意向や地域の要望を踏まえて現地調査を行いまして、特に交通安全上危険と思われる箇所に配置しているところであります。

なお、通学児童数の増減や道路整備等に伴う交通量の変化等により、配置箇所変更の必要性が生じることもあることから、定期的に学校に意向調査を行い、必要に応じて交通指導員の配置箇所の変更を行っているところであります。

の交通指導員の選定基準と手続につきましては、原則として、学区内で配置箇所の近くに住んでいる方を優先に、学校から推薦をいただき、市長が委嘱をしているところであります。

なお、市は、交通指導員の任期を1年間として、毎年4月1日付で委嘱しておりますが、指導員の年齢制限を75歳となる年度の末までとしているため、特に本人からの辞退申し出や交通指導員として服務義務違反など特別な理由がなければ、継

続してお願いをしていくところであります。

の今後の通学路整備の計画と整備の難しい地域についての安全対策についてですが、まず、通学路の整備につきましては、道路改良に合わせて歩道を一体的に整備する場合、道路構造令に合った歩道幅を確保し、国庫補助事業などによって整備を行っております。しかし、このような整備には多額の費用を要することから、今年度から、道路構造令にとらわれずに整備費用が少なく済む通学路整備事業を立ち上げたところです。この事業には、現在2件の申請が出ておりますが、今後この制度を周知して、安全確保のための通学路の整備を進めていきたいと考えております。

次に、整備の難しい地域の安全対策についてですが、先ほど申し上げました通学路整備事業は、連続的に用地が確保できなくとも、部分的に用地が確保できれば整備は可能であることから、さらなる地域の検討をお願いしたいと思っております。

また、用地の確保の問題などにより、整備の難しい箇所につきましては、路肩の草刈りや隣接樹木の枝切りなど、PTA、地元住民、隣接地権者などの皆さんの協力を得て、できるだけ広い歩行空間の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問いたします。

最初に、この交通指導員の制度。

その経緯について、まずお伺いしたいというふうに思っています。というのは、現在、多分54カ所にその立つ場所があるということなんですけれども、危険なところに立っているのは当然のこと、先ほど学校に意見を聞いて、危ないところはどこだということでその配置をしているということなんですけれども、その辺がうまく学校と生活

課等で、先ほど経緯と、どんな形でそういう危険箇所を1年ごとに話し合いをして決めているのかということについて、もう一度お伺いいたします。議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 交通指導員の経緯ということでございますけれども、この設置につきましては、条例で交通安全思想の普及及び市民の交通安全確保に努めるということで、交通指導員や交通安全教育、指導を行って交通秩序の確立、交通事故防止に努めるということであります。

指導員の職務につきましては、児童生徒等の登校時の安全な誘導あるいは交通安全のための街頭指導及び啓発活動ということで、合併当初からこの設置条例がございます。ということで、今言ったような任務あるいは職務を行っていただいているということでございます。

現在54名の交通指導員がおりますが、この設置の状況で、学校との連携ですかね、そのご質問でありますけれども、先ほどご答弁申し上げました、年に1回でございますけれども、学校からの意向調査ということを実施しております。当然、学校におきましては学校だけの話ではなくて、PTA、あるいは随時、保護者からの意見等を踏まえてということになります。それらを学校でまとめていただいて、我がほうの生活課のほうにそういった意見をいただいていると、そんな経過でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） すいません、ちょっと聞き方が悪くて、1と2と両方ごっちゃになってしまったんですが、ちょっと1のほうに戻ります。

その立っている場所は、危険なところを学校に聞いて、年に一度意向調査をしているというお話、あるいはPTAにも聞いているということでした

が、例えば去年とことしとで変更した場所というのは具体的にあるのか。それから、これは、合併前からある制度を合併するときに一緒にしたんだと思うんですが、じゃその平成15年から今まで、道路の事情とか、子どもたちの通学路の変化に伴って、かなりの部分が変わったのかどうか。その辺のところを、学校も毎年先生方が変わるんですけども、そういうことを学校はわかっているのかというようなことについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 交通指導員の変更箇所等についてのご質問でございますけれども、実は昨年、平成21年度は52名の交通指導員でありました。今年度2名増の54という結果となったわけですけれども、2カ所、2名ふえた分は新たな箇所ということで2カ所であります。ということで54カ所になっております。

また、既に配置されていた箇所についての変更というところにつきましては、今回、実は1カ所なんですけれども、かねてから交通事情等が変わりまして、危険度がこちらのほうが高いんじゃないかというような箇所がありました。そこについては現地調査を踏まえて、4月、5月2カ月の中で状況を踏まえて、1週間に2日間こちらで、3日間こちらでというふうなことで、実際に指導員の方に移動していただいて、その状況を把握して、結果的に6月1日から、今までのところではなくて新たなところということで、配置がえをしたというところも1カ所ございます。

あとは、学校でその状況がわかるのかというふうなご質問でありますけれども、先生がかわりましても、学校といたしましては継続的に通学路の件は、懸案事項があれば、それを当然引き継いでいくと思いますので、その状況は学校現場のほう

ではわかっているというふうな認識であります。ですから、学校で、先ほど申し上げましたPTAとか保護者の方からのご意見等をまとめていただいて、それに対して市のほうに要望・意見を出していただくと、そんな形で今後も進めたいというふうに思っています。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 実は、たまたまなんですけれども、福祉教育常任委員会の委員と小中学校の校長先生との意見交換をつい先ほど行いました。そのときに、テーマは特別ななかったので、フリートalkingという形でお話をした折に、たまたま交通指導員の配置の話が出まして、どなたがどう言ったということではなくて、それを聞いていると、どうも今部長がおっしゃられたこととは少し違って、本当に学校として危険だと思われるところに立ってはいないのではないかというような感じの意見があったような気がいたします。それから、中からは、たくさんいるところと、全然いないところがあるというような意見も出ました。

それはそれで、私たちはそれに答えるあれではないので、話は聞いていたんですが、どうもそのニュアンスからすると、学校が安心・安全のためにその指導員は危険なところに立たなければいけないのに、またそういうために市は設置をして、お金を出して委嘱をしているにもかかわらず、実態として少しずれがあるのではないかなというふうに感じたんですが、その辺は、そちらの生活環境部のほうではきちんと学校と連携をとって、学校がここが危ないよと、あるいはこっちよりこっちだよというようなことについて、先ほど1年に一度とおっしゃいましたが、本当に聞いていらっしゃるのか。例えばどんな形で。全員の校長先生を集めて、それぞれ意見を出していただいているのか、あるいは文書で答えていただいているの

か、その辺、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 学校の交通指導員が立っている場所の危険度合いがわかっているのかというようなことかもしれませんけれども、我々のほうとしても、一番状況を把握しているのは、学校の現場の先生も直接、登校時に立ち会っているというような箇所も聞いております。そういったことから、一番状況を把握しているというふうな認識を持っております。

市といたしましては、先ほど、年1回でありますけれども、定期的にと言いましたけれども、随時、必要があれば学校側からは意見等を出していただきたいなというふうに思っていますし、また、そのようにお願いをしたいというふうに思っております。

そのお願いの仕方は、全員の校長先生を集めてということではなくて、文書で、意見等があればというふうな照会をいたしているというのが実態であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 54カ所交通指導員が立っているということなんですけれども、その立っている場所を調べてみますと、多いところと少ないところと当然差があります。私も何カ所か登校時に見に行ったんですが、同じ時間なので全部を見に行くことはもちろんできなくて、近く、あるいは非常にたくさん立っているところを通ってみたりしました。確かに危険なところなんだと、立ってくださっていいところだなというふうに思ったんですけれども、この立っている場所が本当に多いところ9人、少ないところゼロという学校区なんです。学校では、このほかに交通指導員

さんではない方にボランティアで立っていただいたり、あるいは学校の先生がやはり7時半ごろからも立っていらっしゃる場所もあります。その辺で、もっとこの指導員さんという人をふやしていく、例えばふやしてほしいという要望が出たときにふやしていくというような、そういう考えがあるのか。

それから、先ほどのゼロとか1とかいうところとか、9人だ、6人だということでも、危険なところというのはやはり危険なので、その辺をどのような基準でこの54カ所を決めているのか、そこをもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 交通指導員の方以外に、ボランティアの方が場所によっては立っていただいでご協力していただいているということに関しましては、厚く感謝申し上げるところであります。

そこで、指導員54名、それ以上にふやす考えがあるかどうかということのご質問ですけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、一番いろんな情報を持っております学校側の状況を聞いて、バランスよくですか、我々も現場を見て、その状況によって配置をしていくということですので、まずは、第一義的には学校現場ということになります。

そういう中でも、やはり予算が伴うということでございますので、あくまでも数的には予算を度外視して、これだけ危険なんだというところについては、我々、積極的にその辺の状況を把握してまいりたいというふうに考えております。

ということで、結果的に、先ほど申し上げましたように、今年度2名の増になったと。当然、最初に申し上げたように、交通事情等が変れば、その必要性というのは高まる、そういうことにな

りますから、その辺の状況を十分に見きわめていきたいというふうに考えております。

あと、学校に対して、全然配置されてないところと配置されているところというふうなお話がありました。やはり根拠は、ただいま申し上げたような考え方で配置です。現在、小学校25校あるうち23校には配置がしてございます。2校については、必要がないということではないと思えますけれども、現在、配置はしておりません。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 多分、この交通指導員の配置については、長い方はもう34年も、30年以上もやっていらっしゃる方がいるという実態から見ると、多分、合併以前からずっと続けていらっしゃる、半分以上の方が長いので、そういうものを引き継ぎ、多分、合併をしてそのままというふうか、その数でいっているのではないかなというふうに予想しました。ですけれども、危険なところというのは、やはり道路事情や、先ほどおっしゃいましたけれども、子どもたちの通学路によって変わってきますので。一月4万何がお金を払って委嘱されているということであるならば、人数はふやすことができないのならば、本当に現実にこの配置でいいのかどうかということは、やはり考えるべきではないかというふうに思います。ぜひ、全市的に、学校と一緒に実態調査をしていただくなりして、交通指導員の立つ位置がここがいいのかということ、やはり考え直していただきたいというふうに思います。それは報酬があるものであるだけに、やはり有効に使っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、この交通指導員さんて、何となく朝立っているというイメージしかないんですが、先ほど街頭の指導もされるということでしたが、学校の子どもの朝の指導のほかに、何かお仕事

というのがあれば、それもお知らせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど指導・啓発の件で申し上げましたが、日常の朝の通学時は、当然必要に応じてその指導を現場でやっているというほかに、学校の自転車の点検とか、自転車乗りとか、そういったところでの指導とか、あるいは当然、年に4回交通安全運動とかありますから、その中でも一緒になって協力をしていただいている。そんなものを指します。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） あと、学区内で、近くに住んでいる方を頼んでいるということなんですが、今、例えばほかの市とか町などでは、なかなか定期的に朝立っていただくということができる方が学区の近くにいらっしゃる場合もあって、とりあえず学校の近くの人ということで、広報などで公募をしているところもあるんですね。そういうことで、できるだけ適切な人というんでしょうかね、やっていただくのにいい方を選んでいるという方法もあるんですけれども、那須塩原市の場合は、あくまでも学校とか地域に頼んで、その学校の近くの方の中で頼もうという、それでトラブルとか、困ったことはなかったのかどうか、それだけ1点お尋ねします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 交通指導員の公募ということですが、当然、適任者ということで選定をするということが大事であります。学区内を優先というか、第一義的には学区内で推薦をしていただいているというふうなことでございます。やはり学区内という利便性、そういったものも当然配慮すべきではないかなというふうに思

っております。指導の立場、あるいは学校からも、具体的にお話ししますと、学校等の行事なんかでは、学区内での運動会とか、いろんな行事があると思うんですが、そういうときにも一緒に来ていただいて、生徒たちとの面識とか、そういうものが毎朝あるわけですから、そういう中での学校行事を通じてさらに深めて、信頼感というか、そういうものも高めていくということが必要だと思いますので、現在はそういう形で学区内からということで、最初に答弁したとおりであります。

公募については、実は歴史的背景を申し上げますと、かつてはなかなか、正直、交通指導員になっていただける方がいなかったという背景があります。最近の状況では、だれでもやりたいということではないんですけれども、1つは団塊の世代というか、そういったものも背景にあるのかもしれないけれども、比較的やっていただける方がふえてきているという状況にはあります。そういう中で、やはり使命感に燃えて、人格高潔というか、そういった方ということでお願いをしていくことについては、今後もそういった選考基準等を視野に入れて考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） いろいろな意味からも、近くの方がやっていただくのが一番いいんでしょうし、なれた方は子どものこともわかるし、いいんだというふうに思いますが、ぜひ選考に関しては明確にやっていただきたいというふうに思います。

番目の通学路の整備のことなんですけど、先ほど、今年度から通学路の整備事業を始めたということで、2件の申請があったということなんですけれども、この制度、これから多分周知をしてや

っていくんだと思うんですけども、その辺のところ、例えば申請が出ると、その年にもうすぐにはやってくださるといふようなことなのか、部分的にもうやることができますよというふうなことだったんですが、今までは結構大きな、何か1カ所でもだめだとだめみたいなものだったんですが、これはかなりそういう意味では、部分的に整備ができるということで、もう少し宣伝をすれば2カ所2件ということはないと思うんですが、その辺についてどんなふうなのかお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 通学路整備事業、今年度から立ち上げまして、3月に自治会、学校等にお知らせをして現在に至っているということで、現在2件の申請が来ております。周知的にはそれを行っておりますけれども、さらなる周知という部分については、今後また考えていきたいというふうに考えております。

事業につきましては、申請の上がった分については今年度やりたいということで考えております。ただ、件数が多くなれば予算的な部分はありますので、そこら辺はちょっと考えなくてはならない部分はありますけれども、現在ですと、せっかく地元の方が協力していただけるわけですから、年度内にしたいというふうに考えております。

先ほど答弁の中で、連続という部分がありましたけれども、その路線的に、部分、部分にその協力がいただける部分、学校近くで連続していただける部分、部分でも協力がいただけるという部分があれば、歩行空間の確保ということですから、そういうところで安全確保ができるということで、そういう部分でも可能というふうに考えております。ですから、そういう部分も今後周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番(山本はるひ君) 通学路の整備については、やはり先ほどの指導員は人的なものだし、こちらはハードな部分なので、新しくできたもので学校も人もかわっていきますし、自治会の役員さんなんかもかわっていきますので、ぜひもう一度、地域の方と学校とこういうことができるよということを知っていただいて、ぜひこういうものを利用していただいて安心・安全の通学路の確保に努めていただきたいと思います。

それでは、最後、4番目に移ります。

あらゆる分野への男女共同参画機会の確保について。

市は、男女共同参画行動計画を策定し、その取り組みを推進しています。年次報告によれば、5つの目標のうち、あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保についての達成率が大変低い状況にあります。そのため、平成21年度の重点施策には、各種審議会等委員への女性の登用推進、行政への参画機会の拡充の項目がありました。

各種審議会などの委員については、女性委員の登用はふえているとのことですが、現在の実情を伺います。女性の登用推進が重点施策であるにもかかわらず、女性委員ゼロという審議会があるその理由を伺います。

番目、委員を選ぶ際に、団体からの代表を「充て職として会長」というふうに決めてしまうと、団体の会長は男性が圧倒的に多いので、女性を選ばれる機会が減ります。そうならないような配慮をすることについて、各課に対して徹底されているのかどうか伺います。

女性の人材情報の収集、整備は進んでいるのか。また、その情報提供は円滑に、有効に行われているのかについて伺います。

地域の課題を討論・解決するための車座談議の地域員の構成は、目的から見て、当然男女に偏

ることなく、地域住民から選ばれるものと思っておりますが、その実情をお伺いいたします。

以上です。

議長(君島一郎君) 企画部長。

企画部長(石川 健君) 4の、あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保についてご質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

の審議会等への女性委員の登用推進につきましては、平成21年度の重点施策に位置づけ、女性人材リストの周知、登用率調査時の登用要請などを実施したことにより、行動計画初年度の平成19年度の25.8%に対し、本年4月1日現在で27.3%と上昇しております。

また、女性委員がゼロの審議会等は3つで、その理由は、規約等で、委員に団体の長を充てるなどの制約があるためであります。

の委員選出の際の団体からの代表の充て職につきましては、女性委員の登用率に影響を与える要因の一つと考えられますが、審議会等の設置目的に沿った委員の選出になっております。新たな審議会等の設立に際しては、団体からの選出という考え方を取り入れるよう各課に働きかけております。

の女性の人材情報の収集、整備につきましては、平成20年度から女性人材リスト登録制度を運用しております。現在20名の登録がありますが、そのうち3人を2審議会等に登用しております。

活用については、引き続き、男女共同参画広報紙「みいな」、市ホームページなどにより、広く制度を周知し、登録者数もふやしながら、審議会等での女性委員登用率の向上につながる情報の提供を進めてまいりたいと考えております。

の車座談議における地域委員の女性の割合につきましては、平成21年度で17.3%となっております。車座談議事業の委員の構成につきましては、

開始時点から年齢構成、男女比、地域性などを考慮に入れるようお願いしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問をいたします。

と一緒になって再質問になるんですけども、女性がふえているということですけども、さしてふえていない、減ってはいないというようなことぐらいかなというふうに思います。その理由、これ何度か質問、前回もしたんですけども、委員会、どこかの団体から出てくださいというときに、長の方に充て職というふうに審議会の設置要領で決まっていると、どんなに女性を選びたくても選べないというふうになると思うんですね。そのところをそうならないように配慮するというようなことを今おっしゃったんですけども、本当に各課にそれが徹底されているのかということについては、どうも遅々として進まない理由として、例えば文書で言っても、それがわかっているのかなというようなことを感じるんですけども、企画部長としてはどんな形で、充て職じゃなくて、団体から適切な人を選んでくださいというようなことを庁内全体に徹底をしているのかについて、具体的にお聞かせください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 過去には、男女共同参画推進本部、また幹事会というのが庁内で組織されておるわけですけども、私のほうでは、女性の委員というものにつきまして、登用率という調査を5月に調査をいたします。そのときに要請しております。あと、先ほど言った男女共同参画推進本部の幹事会、これは全課長で組織しているわけなんですけれども、その会議の席上で、同じく口頭にはなりますけれども、お願いをしている

というような状況です。

また、今後も、余り今……、議員さんが言われた効果ということですけども、今のところはそういうことで続けたいというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 審議会等に女性委員がふえないという理由で、先ほど女性がゼロの審議会は、規約で団体の長を充てるというふうに決まっているというふうにおっしゃったんですけども、そのほかの会議でも27%ということは、4人に1人しか女性がないということは、会によっては、10人の委員さんの中で1人しかいないとか、2人しかいないという、そういうところがあるということだと思うんですね。そのときに、審議会なり、何か委員会なりに入るのに、どこかの団体から1人枠がありますよといったときに、会長でないと困るという審議会、会長じゃなければだめだよという審議会というのは、例えばどんなものがあるんですか。会長じゃなければだめというときの理由というのは何なんでしょうか。何となくそういうふう書いてあるから、そのまま続けているというふうではないんですか。理由を聞かせてください。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） ただいまの質問の中で、女性の委員がゼロの委員会が3つあるというところの中で、総務部主管では2つの附属機関がありますので、その内容についてちょっとお話ししたいと思います。

総務部で持っている協議会につきましては、国民保護協議会というものと、防災会議というものが女性が入っておりません。これにつきましては、選出区分の中で法的な根拠から選んでおりますので、入っておりません。

ご質問の内容になりますけれども、この機関の中には、今議員が言われているようないろいろな協議をしながら一つのものをつくっていくというような協議会もあるかと思えますけれども、私どものほうで所管しているこの2件につきましては、どちらかというと情報を把握したり、情報を提供したり、周知したりということが大きな目的になっておりますので、そういう意味から長を指定しているというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 企画部の部長にお尋ねするんですけれども、審議会とか委員会というのは 総務部の話はよくわかりました。そうじゃないところもあると思うんですね、福祉部にもあるし、教育部にもあるし、企画部にもあるし、建設にもどこにもあると思うんですけれども、ほかのところの部が持っている審議会とか協議会あるいは委員会など、お金をもらって、7,000何がしをもらったりして出なければいけないそういう会議で、会長じゃなければ困るというのは、今の説明以外にあれば教えてください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） そこまで詳しくは調べていないんですけれども、女性が入っていない審議会というのは、もう一つは建築審査会というよ

うな審査会が女性がゼロでございます。あとはちょっと把握しておりません。

申しわけないです。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この質問では、女性委員がゼロという書き方をしましたけれども、私の意図としているところは、ゼロというだけじゃなくて、10人のうち2人しかいないとか、30人のうち5人しかいないというようなところがたくさん見受けられます。中には女性のほうが多いというところも幾つかあるかもしれないんですが、そういうときに、団体から出る人たちを会長に限るといふうに何となく言ってしまうと、どうしても団体の長は女性よりも男性が多いので多くなると。せっかく両方一緒に出てもらおうよというのであれば、先ほどお答えの中にもありましたよね、できるだけ新たな審議会の委員を決めるときは団体から選出しなさいというふうにしてもらいたいというふうにあったんですが、そういうふうにはりしていただきたいし、今までである中で、会長じゃなくてもいいというようなところは、その規定を取り外すことによって だから女の人が出てくるとは限らないんですけれども、そういうふうになっていくだろうということです。そうしていただきたいというふうに思います。

もう一つなんですけれども、これは女性の問題ではなくて、会長が充て職というふうになると、同じ方がたくさんのおところに出ていくという状況も逆に起きてくると思うんですが、その辺を把握していらっしゃるのならば、1人の方がたくさん出ていらっしゃるといようなものの把握をしていらっしゃれば、それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 今のご質問なんですす

れども、法律と市の条例に基づいた審議会と、こういった審議会に限ってなんですけれども、ある団体の長は5つの審議会に名を連ねているという現況があります。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） かつて、すごくたくさん、10以上も持っていた人がいるということからすると、今はそういうことが減ってきているとは思いますが、これは女性をふやすということだけではなくて、市民の意見を聞くときに、同じ方が違う委員会にいろんなところに出ていると、やはり同じ人は考え方はあっちでAという考え方で、こっちでBというふうにはならないので、やはり団体から選出される方はいろんな方が選ばれることによって市民の声が、女性の声も聞けていくし、そうじゃない方、男性でも違う方の声も聞けるということで、その辺の充て職のことについては、しっかりと庁内で考えていただきたいというふうに思います。

次に、女性の人材情報ということでリストをつくっているんですね。で20人今登録しているということなんですけれども、そのうち3人を2つの審議会に登用したというお答えでした。どんな方が登録しているのかというのを私は全部見ているわけではないんですけど、せっかくこういうリストをつくっているのだから、それをどこかで公表しているかどうか。例えば県などではホームページで公表しているんですね。ですから、あけてみると、県内の何々さんは何々というのがわかるようになってはいるんですが、那須塩原市の場合は、どうもそれがホームページではちょっと見つけられないんですが、どこかでそれを公表している、あるいは紙ベースでもいいんですね、各課にこういう人がいるよということを教えている体制にな

っているのか。そうしないと、せっかくリストがあっても生かされないと思うので、その辺はどんなふうにして公表しているかお知らせください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 今の女性人材リストの運用ですけれども、平成20年度から男女共同推進本部の幹事会、これは庁内の全課長で組織しているものなんですけれども、そこで配布をしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） そういうことでありましたら、ぜひそのリストを利用していただいて、せっかく登録をしてもらっている方を積極的に登用して、女性をふやして行ってほしいというふうに希望いたします。

次に、車座談議の地域委員のことなんですけど、先ほど、年と男女と地域を問わないでいろんな方で構成しているのが車座談議だということだったんですけども、17%ぐらいということは、6人いて女性が1人というのが平均なんだろうというふうに思います。先ほどの質問にもありましたが、車座談議というのは、その地域の固有の問題をみんな考えていこうというときに、やはり女性委員はもう少しいてもいいんじゃないかなというふうに思います。それをきちんと、なぜそういうふうにアンバランスになるのかということについて、中に市の職員も入ってらっしゃるわけですよね、そういう方の立場というのはどうかかわらないんですが、委員さんを決めるときに、こういうバランスをとってくださいねというようなことをちゃんと伝えているのか、どういう場所で言っているのかということをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 車座談議の委員の男女

比でございますけれども、これについては、地域担当職員については、私どもでつくっておる冊子というか、チラシの中で年齢構成とか、男女比とか、地域性とか、そういうものを考慮してくださいというようなもので訴えております。これから、今月に予定はしているんですけれども、車座談議のリーダー、それから責任者の会議を予定しております。その席でも繰り返した、この男女比のことは配慮するように、また要請はしていきたいというふうに思っております。

そして、その車座談議の委員というか、会議の席でも、それを通じて周知を図っていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 最後になりますけれども、今までもそういうことを聞くと、こうやって知らせている。ここでこういうことを言っている。周知をしているというふうにお答えになるんですが、なかなかそれが進んでいかないということは、やはりそのやり方だけでは意識の中にきちんとそれが入っていないとできない部分であると思います。来年の車座談議の男女比あるいは審議会や委員会の女性の割合がふえることを願って、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、24番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって解散いたします。

ご苦労さまでした。